

令和2年度栄養士免許等関係事務に係る労働者派遣業務 公募型プロポーザル募集要領

※本事業は、令和2年度に実施を予定しているものであり、県議会の議決により実施が決定され、また、内容を変更する場合があります。

1 事業の目的

この事業は、栄養士法に基づく栄養士免許交付及び管理栄養士免許の厚生労働省への進達に関する業務等を民間機関に外部委託することで、免許証交付及び登録情報管理を円滑に行い、住民サービスの向上につなげるとともに、民間機関における新たなビジネス機会を拡大し、雇用を創出することを目的とします。

2 業務概要及び仕様

(1) 委託業務名

栄養士免許等関係事務に係る労働者派遣業務

(2) 委託費の上限

1, 665千円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(3) 業務内容

別紙「栄養士免許等関係事務に係る労働者派遣業務委託提案仕様書」のとおり

(4) 委託契約期間

契約締結日から令和3年3月31日（水）まで

3 業務委託予定者の選定

(1) 選定方式

公募型プロポーザル

(2) 審査方法

参加者から提出された提案書について書面審査を実施し、評価が最も高い事業者を業務委託予定者（単独随意契約の予定者）として選定します。なお、審査の結果、上位2社が同程度の評価であった場合は、参考見積額の低い提案者に決定します。

(3) 審査基準及び配点

審査項目	配点	評価基準
1 実施体制	5点	運営体制、過去の実績 等

2	個人情報管理・コンプライアンス	5点	個人情報管理・コンプライアンスへの理解と実績 等
3	派遣人材の能力	10点	業務内容の理解度、業務遂行能力 等
4	提案内容	5点	実施内容に対する予算の妥当性、履行の確実性 等
5	その他	5点	取組意欲、提出資料の適格性 等

(4) 契約方法

派遣労働者1人1時間当たりの派遣料金は、単価により契約を締結します。

なお、上記金額には時間外手当、休日勤務手当等は含まれず、これら附帯費が発生した場合は各月に精算して支払うこととします。

4 主なスケジュール

令和2年2月25日(火)	17時まで	質問書の提出期限
令和2年2月28日(金)	17時まで	質問に対する回答書の送付
令和2年3月4日(水)	17時まで	参加表明書の提出期限
令和2年3月10日(火)	17時まで	企画提案書の提出期限
令和2年3月17日(火)		審査結果の通知
令和2年3月下旬		契約締結
令和2年4月1日(水)		派遣開始

5 参加資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たすものとします。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 福島県から競争入札への指名停止を受けていないこと。
- ウ 宗教活動及び政治活動を主たる目的としていないこと。
- エ 暴力団またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にある団体等ではないこと。
- オ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護に関する法律（以下、「労働者派遣法」という。）第5条第1項による許可を得ていること。
- カ 発注者と常に連絡調整できるように、体制を整えておけるものであること。
- キ その他、県との協議に柔軟かつ真摯に対応できること。

6 本募集要領等の入手方法

本募集要領及び参加表明書等の様式については、福島県保健福祉部健康づくり推進課（以下、「健康づくり推進課」という。）のホームページからダウンロードして入手してください。なお、健康づくり推進課窓口または郵送等での配付は行いません。

7 質問の受付

(1) 提出書類

質問書（第1号様式）

(2) 提出期限

令和2年2月25日（火）17時まで（必着）

(3) 提出方法

電子メール（PDF形式）で提出してください。また、電子メールの送信後に、必ず質問書送信の旨を電話連絡するとともに、着信を確認してください。なお、電話による質問受付は行いません。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、健康づくり推進課のホームページにて公表します。なお、個別の回答は行いません。

(5) 回答日時

令和2年2月28日（金）17時

8 プロポーザル参加表明書の提出

(1) 提出書類

ア 参加表明書（第2号様式）

イ 団体等概要（第3号様式）

ウ 暴力団等反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書（第4号様式）

(2) 提出期限

令和2年3月4日（水）17時まで（必着）

(3) 提出方法

郵送または持参してください。

(4) 留意事項

ア 参加者は、参加表明書（第2号様式）の提出をもって、本募集要領の記載内容を承諾したものとみなします。

イ 参加表明書の提出後、プロポーザルへの参加を辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出願います。

9 提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 提案書

提出部数は紙媒体6部（正本1部、副本5部）とします。

※ 用紙サイズはA4判横とする。

※ 記載する文字の大きさは、12ポイント以上とする。

※ 製本は、カラー両面印刷、長辺綴じ、左上ホチキス1か所止めとする。

イ 参考見積

提出部数は正本1部、提案書にコピーを添付してください。

(2) 提出期限

令和2年3月10日（火）17時まで（必着）

(3) 提出方法

郵送または持参してください。

(4) 提案書の記載事項

ア 基本事項

(ア) 本県内の派遣労働者登録数

(イ) 福島県その他自治体への派遣業務受託実績

※業務内容及び派遣員数も記載すること。

(ウ) 社内で実施している個人情報管理やコンプライアンスへの取組内容

(エ) 受託するにあたり、具体的にどのような資質を持った人材を派遣可能か。

イ その他

審査の都合上、社名及びこれを想起できる文言は表記しないこと。

(5) 提案書の提出に際しての留意事項

提出書類の作成等に要する経費は全て提案者の負担とし、謝礼金等の支払いは行いません。また、提出された書類等は返還しません。

10 審査結果通知

審査結果は、提案の採用、不採用にかかわらず、後日書面により通知します。なお、審査結果に対する異議申し立て、質問等は受け付けません。

11 不適合事項

本募集要領に定める手続き以外の方法により、参加者が審査委員または関係者に本プロポーザルに関する援助を直接または間接的に求めた場合、その参加者を失格とします。また、提出書類が次のいずれかに該当した場合についても同様とします。

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

イ 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの。

- ウ 記載すべき内容の全部または一部が記載されていないもの。
- エ 虚偽の内容が記載されているもの。
- オ 委託料の上限を超過しているもの。

12 契約の締結等

本業務に関して最も優れた提案を行った者と業務委託契約の締結交渉を行います。なお、この手続きに参加した者が、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、または交渉の結果契約締結に至らなかった場合、契約の締結を行わないことがあります。この場合は、次点者と契約の締結交渉を行います。

13 問合せおよび各種書類の提出先

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号（西庁舎7階）

福島県保健福祉部健康づくり推進課（担当：小桧山）

電話 024-521-7236 F A X 024-521-2191

メール kenko-zukuri@pref.fukushima.lg.jp